

令和3年3月31日
岡事指第1827号

市内指定介護予防支援事業者 各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定介護予防支援等の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の24第1項及び第2項の規定による「岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」という。）については岡山市条例第32号をもって、平成26年3月25日に公布され、平成26年4月1日から施行されています。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「基準条例」の運用に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）の運用のために発出された「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日付け老振発第0331003号・老老発第0331016号。以下「基準省令解釈通知」という。）及びその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定介護予防支援事業者は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「基準省令」は別表1により「基準条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「基準条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護予防支援事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙 **令和3年4月1日一部改正**)

岡山市指定介護予防支援等に係る独自基準等の運用について

第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え、第一の4の次に次の内容を加える。

5 一般原則

(1) 申請者の要件（第3条第1項）

指定介護予防支援事業者の指定の申請者は法人でなければならない。

(2) 暴力団員の排除（第3条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定介護予防支援事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書を提出しなければならないこととする。

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（第4条第5項）

指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。ただし、当該指定介護予防支援事業所の従業者の員数が1人の場合は、この限りでない。

指定介護予防支援事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。

第2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 基準省令解釈通知「3 運営に関する基準」中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

2 地域包括支援センターとの連携（基準条例第15条）

基準省令解釈通知第二の3の(7)の③の次に次の④の内容を加える。

④ 指定介護予防支援の一部を委託された指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

3 運営規程の整備（基準条例第20条）

基準省令解釈通知第二の3の(11)本文は次のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

(11) 運営規程

基準条例第20条は、指定介護予防支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護予防支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

指定介護予防支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

4 勤務体制の確保等（基準条例第21条）

基準省令解釈通知第二の3の(12)の①（なお書きを除く。）は次のとおり読み替え、②の次に次の③の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定介護予防支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にするとともに、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。また、非常勤の担当職員については、他の業務と兼務する場合には、当該他の業務に支障がないよう配慮しなければならない。

③ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第4項）

指定介護予防支援事業所の担当職員の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所における担当職員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

5 相談者のプライバシーを確保（基準条例第22条）

基準省令解釈通知第二の3の(13)の①及び②は次のとおり読み替える。

① 指定介護予防支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、他の事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない。

② 規則第3条第1項の「利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペース」については、業務に支障がない場合は、他の事業と共用であっても差し支えないこと。

規則第3条第3項の「他の事業所の専用スペース」とは、指定通所介護事業所における機能訓練室など、専ら他の事業所の利用者が使用するスペースをいう。

6 サービスの質の評価及び成年後見制度の活用支援（基準条例第32条）

基準省令解釈通知第二の4の(1)を(3)とし、(2)を(4)とし、(1)、(2)として次の内容を加える。

(1) サービスの質の評価（第3項）

提供された指定介護予防支援については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な観点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

(2) 成年後見制度の活用支援（第4項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定介護予防支援事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

別表1

項目	指定基準		独自基準の概要
	省令	条例	
第1章 趣旨及び基本方針		第1章	
趣旨	第1条	第1条	
定義		第2条	
一般原則		第3条	暴力団員の排除
		第2章	
基本方針	第1条の2	第4条	虐待防止責任者の設置
第2章 人員に関する基準		第3章	
従業者の員数	第2条	第5条	
管理者	第3条	第6条	
第3章 運営に関する基準		第4章	
内容及び手続きの説明及び同意	第4条	第7条	
提供拒否の禁止	第5条	第8条	
サービス提供困難時の対応	第6条	第9条	
受給資格等の確認	第7条	第10条	
要支援認定の申請に係る援助	第8条	第11条	
身分を証する書類の携行	第9条	第12条	
利用料等の受領	第10条	第13条	
保険給付の請求のための証明書の交付	第11条	第14条	
指定介護予防支援の業務の委託	第12条	第15条	地域包括支援センターとの連携
法定代理受領サービスに係る報告	第13条	第16条	
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	第14条	第17条	
利用者に関する市町村への通知	第15条	第18条	
管理者の責務	第16条	第19条	
運営規程	第17条	第20条	運営規程の整備
勤務体制の確保	第18条	第21条	研修の機会確保
業務継続計画の策定等	第18条の2	第21条の2	
設備及び備品等	第19条	第22条	相談者のプライバシーを確保
従業者の健康管理	第20条	第23条	
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	第20条の2	第23条の2	
掲示	第21条	第24条	
秘密保持	第22条	第25条	
広告	第23条	第26条	
介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	第24条	第27条	
苦情処理	第25条	第28条	
事故発生時の対応	第26条	第29条	
虐待の防止	第26条の2	第29条の2	
会計の区分	第27条	第30条	
記録の整備	第28条	第31条	記録の保存期間を2年から5年へ延長
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		第5章	
指定介護予防支援の基本取扱方針	第29条	第32条	多様な手法を用いた評価 成年後見制度の活用支援
指定介護予防支援の具体的取扱方針	第30条	第33条	
介護予防支援の提供に当たっての留意点	第31条	第34条	
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準		第6章	
準用	第32条	第35条	
第6章 雑則			
電磁的記録等	第33条	第36条	

別表

項目	サービスの種類	介護予防支援			
		指定基準		基準該当	
		基準省令	基準条例	基準省令	基準条例
第1章 趣旨及び基本方針					
趣旨		第1条	第1条		
定義			第2条		
一般原則			第3条		
基本方針		第1条の2	第4条	第1条の2準用	第4条準用
第2章 人員に関する基準					
従業者の員数		第2条	第5条	第2条準用	第5条準用
管理者		第3条	第6条	第3条準用	第6条準用
第3章 運営に関する基準					
内容及び手続の説明及び同意		第4条	第7条	第4条準用	第7条準用
提供拒否の禁止		第5条	第8条	第5条準用	第8条準用
サービス提供困難時の対応		第6条	第9条	第6条準用	第9条準用
受給資格等の確認		第7条	第10条	第7条準用	第10条準用
要支援認定の申請に係る援助		第8条	第11条	第8条準用	第11条準用
身分を証する書類の携行		第9条	第12条	第9条準用	第12条準用
利用料等の受領		第10条	第13条	第10条準用	第13条準用
保険給付の請求のための証明書の交付		第11条	第14条	第11条準用	第14条準用
指定介護予防支援の業務の委託		第12条	第15条	第12条準用	第15条準用
法定代理受領サービスに係る報告		第13条	第16条	第13条準用	第16条準用
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		第14条	第17条	第14条準用	第17条準用
利用者に関する市町村への通知		第15条	第18条	第15条準用	第18条準用
管理者の責務		第16条	第19条	第16条準用	第19条準用
運営規程		第17条	第20条	第17条準用	第20条準用
勤務体制の確保		第18条	第21条	第18条準用	第21条準用
業務継続計画の策定等		第18条の2	第21条の2	第18条の2準用	第21条の2準用
設備及び備品等		第19条	第22条	第19条準用	第22条準用
従業者の健康管理		第20条	第23条	第20条準用	第23条準用
感染症の予防及びまん延の防止のための措置		第20条の2	第23条の2	第20条の2準用	第23条の2準用
掲示		第21条	第24条	第21条準用	第24条準用
秘密保持等		第22条	第25条	第22条準用	第25条準用
広告		第23条	第26条	第23条準用	第26条準用
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等		第24条	第27条	第24条準用	第27条準用
苦情処理		第25条	第28条	第25条準用 (6項・7項を除く)	第28条準用 (6項・7項を除く)
事故発生時の対応		第26条	第29条	第26条準用	第29条準用
虐待の防止		第26条の2	第29条の2	第26条の2準用	第29条の2準用
会計の区分		第27条	第30条	第27条準用	第30条準用
記録の整備		第28条	第31条	第28条準用	第31条準用
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準					
指定介護予防支援の基本取扱方針		第29条	第32条	第29条準用	第32条準用
指定介護予防支援の具体的取扱方針		第30条	第33条	第30条準用	第33条準用
介護予防支援の提供に当たっての留意点		第31条	第34条	第31条準用	第34条準用
第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準					
準用				第32条	第35条
第6章 雑則					
電磁的記録等		第33条	第36条	第33条準用	第36条準用

※条のみを記載しておりますが、項、号についても適宜読み替えてください。

※章の名称は基準省令のものです。